

# JFCC

## VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

制度改革を乗り越え、 新たな時代の助成財団への期待 熊谷理事長	1
トヨタ財団・パナソニック教育財団が 東日本大震災に共同助成を実施	2
JFC支援基金 報告 その3	3
わが国初の「助成事業運営の手引き」を作成	5
「障害者権利条約」批准に向け 5財団が 共同助成 助成財団ニュース	11
インフォメーション／編集後記	12

新たな年を迎え、皆さまますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今年の新春は、間もなく2年を迎えようとするあの東日本大震災や不幸な原発事故のその後の状況を、新たな視点で追跡する報道番組が目についた気がしますが、決して忘れてはいけないこの震災、その復興には国をあげて持続的に取り組まなければならないことを改めて強く考えさせられる正月でもありました。

また、昨年巻頭言では「2012年は先を照らす明るい光が差し込んでくる年になってほしいものと切に願う」と書いたことを思い出しましたが、昨年暮れの政権交代が明るい光であってほしいと切に願う正月でもありました。

その観点からは、昨年の11月にトヨタ財団とパナソニック教育財団の「東日本大震災支援 共同プロジェクト～子どもの居場所づくりと次世代の育成～」に関する共同助成の報告会が開催されています。助成対象となった、子供を支援する岩手・宮城・福島の3つの団体がその活動を報告しましたが、複数年にわたる子供支援に対するこのような助成が複数の助成財団の共同事業として継続されることを今後も期待したいと思います。

助成財団の皆さまにおかれましても、次年度の事業計画を検討されるこの時期に、社会的要請に応えるべく被災地支援の中長期的な助成プログラムの実施に関して、それぞれの財団の特徴を生かして可能な範囲での事業の継続をご検討いただければと願う次第です。

また今年、公益法人制度改革における5年間の移行申請書の受付期間がこの11月末日をもって終了する年でもあります。（登記希望日は平成26年4月1日登記まで）公益認定等委員会の推計では、昨年11月末現在で約68%強の団体が申請書を提出済み、内閣府の関係では80%強が申請済みとなっています。また、今年4月登記を目指す移行で全体の85%の法人が移行を完了するのではとも推計されていますが、うち公益法人への移行比率は半数以下になるのではないかと見られています。

そのような中で、助成財団の皆さまは、すでに95%以上が移行を済まされているものと予測しており、現時点で移行実務はほぼ完了したといっても過言ではないと考えています。その状況から、本年の制度改革に関する当センターの中心的事業は、これから移行申請をされる皆さまの移行支援に加え、移行を済まされた皆さまの、新制度下での適正かつ効

## 制度改革を乗り越え、 新たな時代の助成財団への期待

理事長 熊谷一雄  
公益財団法人  
助成財団センター



率的な財団運営や質の高い事業実施に向けて、主務官庁制廃止後の情報発信、情報共有の場を提供する等の支援に重点を移し、各種の研修・部会活動等を通して自立した助成財団間での切磋琢磨、連携強化を支援してまいる所存です。4月1日移行登記への認定・認可の事務が一段落する公益認定等委員会の中心業務も、移行審査、認定・認可業務から新制度の適正運営へ重点を移すことも考えられます。新制度における助成財団の適正運営につきましては、来る2月14日に予定しております「助成財団の集い」に公益認定等委員会から講師をお招きし、皆さまの新制度への理解を深めていきたいと考えております。

一方、財産の運用益、配当金等を中心とした助成財団の運営を取り巻く環境は、世界的経済不況の影響からの円高、株安をはじめ長引く低金利と相まって、これまでに経験のない厳しい環境がまだまだ続いています。この状況下、新制度による取支償還や遊休財産に関する制約を受けつつ、これまでの助成事業の規模を維持するためには、基本財産や基金の取崩し、あるいは新たな寄付の獲得が必要になってくることから、制度の見直しや保有財産の運用等だけに依存した収入構造を見直す時期が到来しているとも言えます。加えて、国が推進する寄付文化を醸成するための環境整備では、寄付に関する税額控除の導入などにより寄付のメリットがより大きくなるような思い切った税制改正が行われ、寄付がわが国の発展の一翼を担う寄付社会の到来も期待されています。

この流れを鑑みると、これからの助成財団の安定的な経営や助成事業の維持発展に向けては、制度の改正や社会ニーズに応えた質の高い助成事業により社会に貢献していくこととあわせ、寄付優遇を受けた受け皿として、わが国の寄付文化の醸成に向け寄付の拡大にどう取り組んでいくかも重要な問題になってくることも考えています。

当センターでは、「制度改革後の適正・効率的な財団運営」「より質の高い助成事業」「助成事業の社会的認知度向上」「寄付文化の醸成」の観点を重点課題として、社会への多大な貢献に取り組んでおられる助成財団の更なる躍進に皆さまと力を合わせて邁進してまいりたいと考えております。

本年も引き続きご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

# 東日本大震災支援に共同助成が実現!!

## トヨタ財団・パナソニック教育財団の共同プロジェクト

### 「子どもの居場所づくりと次世代の育成」助成対象団体の 「2012年報告会」が開催される

平成24年11月27日（火）被災県宮城のTKP仙台カンファレンスセンターにおいて、題記プロジェクトの助成対象団体の活動報告会が、遠山理事長参加のもと開催されました。余談ですが、当日は、仙台での初雪が舞う寒い中、維新の会の石原・橋下両氏が街頭演説を行うとのことで、西口駅前デッキは、報道陣をはじめ鈴なりの人ばかりが来ていました。

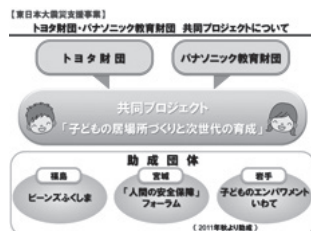
厳しい寒風の中、東北地域内外から50名の方が参加され、第1部では下記3つの団体の活動報告が行われ、1年間の活動内容に加えその成果及び課題について詳細な報告がありました。また、第2部では日本福祉大学の村上徹也教授をコーディネーターとして3団体を含めたパネルディスカッションが行われ、それぞれの活動に参加した学生等の経験談を通して成果や課題を共有し、持続的な活動の重要性を確認しました。報告会終了後の情報交換会では、参加された方々の間で積極的な交流が行われていました。



報告会終了後の情報交換会では、参加された方々の間で積極的な交流が行われていました。

この共同プロジェクトは、トヨタ財団の地域に根差したNPO/NGOの活動を支援する震災復興事業とパナソニック教育財団の「こころを育む総合フォーラム」を通して次世代を担う子どもたちを育む活動が、「被災地復興」「次世代育成」といった両財団の共通する考えを実現するための共同プロジェクトとして実現したものです。

東日本大震災に対する支援事業は、各助成財団が工夫を凝らした助成事業を実施していただいておりますが、このようなプロジェクトによる共同助成は当センターが把握している唯一の事例となっています。



被災地を訪問し、いろいろ話を伺っていると、被災地の方々の復興にかける子どもたちへの期待が大きいことに気付かされます。復興が5年、10年と長期化することは、今の子どもたちが成人しその地域の復興を支える中心になっていきま

す。その子どもたちが大震災を経験し、環境が一変する中、こころの傷にじっと耐えながら、懸命に明るく生活を送っている姿をしっかりと支えていくことが極めて重要なこととなります。この事業では、子どもたちに寄り添い、見守り、まっすぐに成長してもらうための新たな絆を作る居場所づくりやコミュニティの再建のあり方等を検討し、それを実現していく支援団体の活動に的を絞ったプロジェクトであり、その助成の意義は中長期の視点からも極めて重要な意味を持つものとなっています。

また共同プロジェクトによる助成により、1団体に700万円から1100万円の助成を行っていますが、共同助成により多額の助成金の提供が可能となり、新しい助成のあり方としてこれからの助成事業の新機軸となるものでもあり、本事業のさらなる発展を大いに期待するものです。

#### 1. NPO法人 ビーンズふくしま

事業名：被災地における「遊び」「学習」などを通して、生活に根差した中での子ども集団作りと、子どもを軸にしたコミュニティ形成支援及び大学等と連携した学習支援

#### 2. NPO法人「人間の安全保障」フォーラム

事業名：宮城県内の仮設住宅における「子ども未来塾」の設置

#### 3. 一般社団法人 子どものエンパワメントいわて

事業名：子どものエンパワメント支援事業

－夢の実現につながる子どもの居場所づくりと次世代の育成、学習支援－

当日の報告会の様子及び資料はトヨタ財団及びパナソニック教育財団の「こころを育む総合フォーラム」のホームページでご覧いただけます。

トヨタ財団：

<http://www.toyotafound.or.jp/program/symposium/2012-1129-1356-6.html>

パナソニック教育財団（こころを育む総合フォーラム）：

[http://www.kokoro-forum.jp/shinsai\\_shien/project.html](http://www.kokoro-forum.jp/shinsai_shien/project.html)





# 助成財団センター「東日本大震災支援基金」 による活動報告(その3)

—皆様のご支援が私たちの力です。ご支援いただいた支援金による活動は、多くの  
方々への気づきとなり、復興への前向きな気持ち後押しすることになりました—

助成財団や個人有志のご寄付による助成財団センター「東日本大震災支援基金」（寄付者名簿は当センターのHPに掲載）は、2011年8月から11月にかけてセンター内に設置された運営委員会により厳選された、主として子どもたちを支援する12団体に配分されています。

その素晴らしい活動報告が届いていますので、第3弾として3団体の活動概要をご紹介します。ご寄付でご支援いただいた皆さまには改めて感謝申し上げます。

## 国際交流協会ともだちin名取

事業名「地球市民震災支援事業」

（代表者 相沢喜美 宮城県名取市 支援金額30万円）

「ともだちin名取」は、これまで5年間にわたり地域で暮らす海外出身者の方々に対する支援を、①日本語講座部、②共生支援部、③多文化交流部の3つの視点から活動してきたが、震災後も在住を続けて

いる多くの外国人に対して「地球市民日本語講座運営（無償）」を継続しているほか、出産前後の外国人妻の訪問支援、介護に携わっている外国人妻の訪問支援、震災で未亡人となった外国人妻への戸別訪問支援、外国人からの電話による窓口相談、外国人の子どもたちに対する学習支援を積極的に展開し、心細く不安な生活を余儀なくされている外国人家庭を地域として支えることを理解してもらい、コミュニティとしての関係良好化に大きく貢献してきている。

また、震災後は市からの要請もあり避難所



内のコーディネイト支援を実施したのに引き続き、「お茶っこのみ」を継続開催し、従来のコミュニティの復活支援、仮設住宅の新しいコミュニティづくり支援、そして県の「新しい公共」による場づくりモデル事業としての「名取交流センター」設立に参画している。

支援基金によりこれらの活動が途絶えることなく一層活発化し、地域の再生に貢献することができた。

## 希望の花いわて3.11プロジェクト

事業名「陸前高田メモリアルロード復興プロジェクト」

（代表者 古川美恵子 岩手県岩手郡 支援基金20万円）

震災前、地元の市民団体「陸前高田フラワーロード」が国道45号線沿いの1キロにわたる花壇に自分たちで育苗した1万5千株の苗を植え、18年間かけて整備したフラワーロードは、陸前高田の「高田松原」と共に観光の目玉となっていたが、松原と共にすべてが流失してしまった。

このフラワーロード再生を、亡くなった方々への鎮魂と未来への希望のシンボルとして市民が中心となり取り組むことになり、花壇のデザインはオランダのガーデンデ





ザイナーであるジャクリーンさん、植栽指導はファンデル・クルートさんがボランティアで来日し協力してもらったことがテレビでも取り上げられた。

150名以上の方々が参加して予定した花壇を作った後も、自主的に花壇が増えてきている。再生した花壇は、あの松原と共にガレキの山と化した陸前高田の国道沿いを明るく照らすほっとした空間となり、市民の皆さんのこれからの長い復興への気持ちを後押しする花壇となっている。

### NPO法人 アフタースクールばるけ

事業名「障害児のサポートのための理解促進事業」

(代表者 谷津尚美 宮城県仙台市 支援基金60万円)

障害児・者に対して豊かな余暇活動支援とその家族への支援を目的に、仙台市障害児放課後ケア支援事業、児童デイサービス事業、障害児・者ホームヘルプ事業、ボランティア育成事業、障害者授産品の普及事業、家族支援事業等を行っている。

「ばるけ」の関係者たちが、災害時の支援等の対応が最後まで遅れてしまう社会的弱者、特に「障害児・者家族の孤立死」問題等を解決するための委員会を立ち上げ、被災時のアンケートの実施や半年8回にわたる自主的な会議を開催し、その対応について議論を重ねてきた。

その結果、障害児の家族の「受援力」（支援を受け力）が非常に重要であるという結論に達し、障害児の家族が「受援力」のスキルをアップするためのリーフレットを作成し、保護者



自身が「受援力」を身に付けることと、近隣の理解者を増やすツールとして活用することにした。

支援基金を活用したこの活動を通してリーフレットを作成し自ら学び、関係者に配布していく活動は、行政からの協力も得られた。このリーフレットは河北新報の紙上でも紹介されたこともあり、県内外の障害者支援関係者や特別支援学校の先生等の多方面から問い合わせを受けることになり、その反響は大きく効果が広く波及してきている。

東日本大震災の支援につきましては、茨城の被災者でさらなる被災地である宮城の支援に携わっている方がこんなことをつぶやいています。

「あなたは覚えていますか——。私には、多くの人が少しずつ、あの震災を忘れてしまっているようにみえます。街中で義捐金・支援金を集める光景も、もうほとんど見かけることがなくなりました。(略)被災地はまだ、元に戻っていないのに、多くの人が震災を忘れてきている現実が、悲しいほどに見えてきます。——

震災から間もなく2年を経過しようとしています。いまだ仮設住宅等への避難、移転者数が30万人を超える現状をはじめ、大災害の復興にはまだまだ長期間を要する状況にありますが、支援団体の皆さまや被災者の方々も家族を挙げて必死に復興へ向けて頑張っておられます。

中長期の視点での助成活動を行う助成財団として、また個人として被災地の現状ニーズをしっかりと把握しながら、それぞれができる限りの支援を続けたいものです。



# 一わが国初の「助成事業運営の手引き」を作成!!

平成22年度(2010年)より、助成財団センター(JFC)では、新しい制度のもと、社会ニーズを捉えた助成事業のレベルアップを目的として助成財団、助成団体の実務担当者を対象とする助成実務研修懇談会に重点をおいて定期的に開催しています。

大きな反響をいただき、本年度よりは、ロンパー・オディエ信託会社の協賛をいただき、滋賀、鳥根、山口をはじめとする各地の助成財団、助成団体実務対象者向けにも同種の研修懇談会も併せて催してきました。

その中で、助成実務担当者に向けた助成事業を運営するためのコンパクトな「手引き」、「ガイドライン」がほしいというご要望が出されました。

それに、お答えするために作成したのがここでご紹介する「助成事業を運営するための手引き-助成事業の運営者、担当者のために」です。これまでにわが国には無かった助成実務の初の手引書として皆さんのご参考になればと、ここに掲載させていただきます。

なお、本手引きは確定したのではなく、これからも研修懇談会等を通して皆さまの声を反映して改訂をしていきます。是非ご意見、ご感想、ご提案等お寄せください。(JFC講師 本多史朗)

## 助成事業を運営するための手引き

助成事業の運営者、担当者のために

### はじめに

この手引きは、助成事業を助成財団、助成団体、自治体などで担当されている方に向けて作成されたものです。助成という仕組み、助成事業は、いたるところで見かけます。興味深いのは、それにもかかわらず、適切な運営に関する手引き、ガイドラインが存在しないことです。このため、助成事業の運営責任者、実務担当者からは、助成事業についてははっきりした見取り図がほしいという要望がしばしば寄せられておりました<sup>1</sup>。

公益財団法人助成財団センター(JFC)では、そのような状況を変えるために、平成22年度から、助成実務に関する研修懇談会を定期的に開催し始めました。この手引きは、その研修懇談会の時に用いたテキストが下敷きになっています。しかし、それ以上に重要なことは、この手引きには、それらの研修懇談会に参加された方々との意見交換の結果が何重にもおりこまれていることです。日本各地で100コマ近く実施した研修懇談会への参加者の皆さんからの質問、疑問がなければ、この手引きが出来上がることはありませんでした。それらの参加者の方々へ深くお礼申し上げます。

### 用語の問題

本論に入る前に、一つ触れておかなければならない問題があります。それは、用語の問題です。助成という仕組み、助成事業について説明する際には、さまざまな用語を用いることになります。しかしその際には、同じ内容を指しているのに対応する用語が異なる、という問題にすぐに直面します。法人格の違い、かつての主務官庁の違いによって、用いる用語には実に多様性があります<sup>2</sup>。例えば、以下のような文例を見てください。

助成金を獲得しようとする申請者が、企画書を提出した。それを選考委員会が審査して、助成対象とすることに決定した。

その一方、以下の別の文例をご覧ください。

補助金を獲得しようとする応募者が、提案書を提出した。それを配分委員会が評価して、配分先とすることに決定した。

この2つの文例が差し示す現実に違いはありません。しかし、使われているアンダーラインを引いてある用語は異なります。この用語の違いの結果として、文例の内容を理解するまでに至らないという局面にしばしばぶつかります。それを避けるために、下のような表を作成しました。助成事業に関連する用語の同義語の一覧です。他にもまだ同義語例があると思われませんが、ご参考までにご覧になってください。**用語の違いに、とらわれないことが重要です。**

助成事業関連用語の同義語一覧

この手引きで主に使用している用語	同義語
企画書	申請書、申込書、提案書…
公募	募集、提案受け付け…
助成事業	助成プログラム…
助成金	配分金、補助金、無償資金、グラント…
助成金提供	助成金支給、助成金贈呈…
助成対象者(団体)	受給者(団体)、贈呈先、助成団体、配分先…
申請者	応募者、提案者…
選考	審査、評価…
選考委員会	配分委員会、評価委員会、審査委員会…
選考基準	評価視角、審査基準、審査視角…
フォローアップ	モニタリング…

1 公益法人制度改革も、このような手引きが求められるようになった一つの背景です。助成事業の代表的な主体である民間助成財団は、公益法人制度改革以前は、主務官庁からの采配に従って助成事業を行っていたら大過ありませんでした。

2 第2次世界大戦中に、同種の対航空機用火器のことを、日本陸軍は高射砲と呼び、日本海軍は高角砲と呼び、現場で無用の混乱を招いたことを思い起こします。

## 第一部 助成事業とは何か

さて本論に入ります。まずここでは、助成事業<sup>3</sup>とは何かについて説明をしておかなければなりません。それは以下の通りです。

社会的な目的を達成するために、助成金を体系的に、助成団体が助成対象者に供給すること。

これだけの説明ですと反復が多く、かつ抽象的にすぎますから、下線を引いた重要な部分について順々に説明を加えていきましょう。

### 社会的な目的<sup>4</sup>

これは、助成事業の実施主体の考えによって幅広い目的がありえます<sup>5</sup>。よく見かけるのは人文科学、社会科学、自然科学のある分野の研究振興、街づくりなどの市民活動の振興、社会福祉の振興、環境問題の解決、文化活動の奨励、子育ての支援、人材の育成、奨学事業の実施といった目的です。これはあくまでも例です。社会を良い方向に動かす、悪い方向に向かうのを防ぐ、あるいはそのような研究や活動を行う人材を育てる… 公益の増進に役立つのであれば、どんな目的を立てることも可能です。

### 助成金

助成事業で拠出される資金のことを指します。原則として返済は不要です。<sup>6</sup>

### 体系的に

上で述べたような目的を達成するためには、助成金を単発で出してもあまり効果がありません。最低でも単年度当たりに、何件かに助成金を出す必要があります。また数年にわたって事業を実施する必要もあります。

### 助成団体<sup>7</sup>

助成事業の実施主体です。冒頭で述べましたように、民間助成財団をはじめとする財団法人、社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人などの各種の非営利法人、あるいは地方自治体の市民活動、協働事業関連の部局がこれに該当するでしょう<sup>8</sup>。

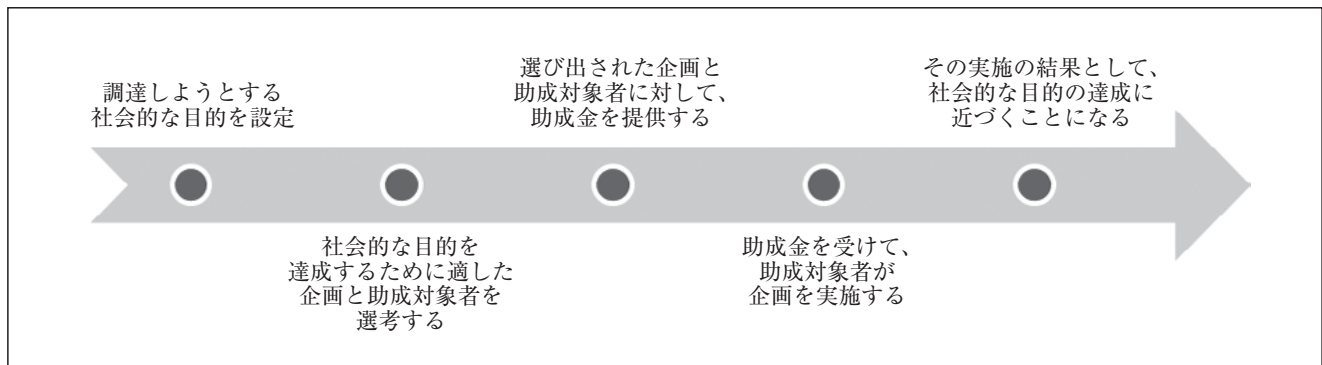
### 助成対象者

助成金を受ける個人ないしは団体です<sup>9</sup>。社会的な目的に関連していくつかの類型がありえます。研究のための助成事業でしたら、研究者となりますでしょうし、市民活動、社会福祉が対象であれば非営利法人。奨学、人材育成事業であれば学生となります<sup>10</sup>。

## 助成事業に携わる皆さんが、心に留めていただきたいポイント

さて、このような助成事業を前にした時、皆さんに心に留めていただきたいことが二つあります。前項の助成事業の説明をもう一回ご覧になってください。そうしますと、助成事業というものは、社会的な目的を達成するために、その目的達成の方法として-団体や個人に助成金を体系的に提供する、という作りになっていることがお分かりになると思います。以下のような図式に整理できます。

社会的な目的を達成するための方法としての助成



## はっきりとした社会的な目的を立てることの重要性

そうなりますと、達成しようとする「社会的な目的」、これをはっきりしたものにすることがまず重要となります。逆に言うと、この目的がはっきりしないままに、助成事業を行うことは、「何となくお金を社会に流すこと」につながります。このような状態になると、お金はお金ですから、もちろん助成対象となった団体や個人は喜ぶますが、それ以上の効果は期待できません。社会的な目的を達成するためには、まずその目的をはっきりすることが必要です。この点に目を向けてください<sup>11</sup>。

3 念のためです。助成金を供給する事業に限定しておきます。

4 公益的な目的と言い換えることができます。

5 民間助成財団の場合ですと、この社会的な目的は、法人の定款で定められていることが多いです。

6 返済が不要なため、助成金は強いインセンティブとして働きます。その一方で、同じ返済不要という理由で、助成対象者がついルーズに使ってしまうという作用もあります。

7 助成団体という言葉も、助成金を受給する団体という意味でつかっている場合も見かけます。

8 営利法人であっても、社会貢献事業の一環として、助成事業を実施するケースも見かけます。ただし、このような場合でも、助成事業から収益を上げることは想定されていません。

9 団体の場合は、助成対象団体と呼びます。

10 営利法人がこの助成対象となるのは稀です。

11 この目的を定めるのは、民間助成財団などの非営利法人の場合ですと、通常は理事会となります。自治体の部局の場合なら、上位の部局ということになります。

## 情報の重要性

同じく重要なのは、情報です。これは2つの点で重要です。

### 審査のために

助成金を供給する対象である団体や個人は、あくまで助成事業の社会的な目的を実現する、という観点から選び出される必要があります。そのためには、**それらの団体や個人が、そのような狙いを達成するために適切な企画を立てているのか、その企画を実行に移すだけの力があるのか、を審査しなければなりません。**そのためには、企画書、あるいはプレゼンテーション、面接といった形で、団体や個人から、彼らが実行しようとしている企画内容と彼ら自身についての情報を入手する必要があります<sup>12</sup>。

### 社会的な目的の調整のために

助成事業の社会的な目的は、理事会や上位部局で通常定まります。このような高い次元で決められた目的は、抽象度の高いものとなりがちです。実際に助成事業を運営する際には、助成団体の事務局や現場に近い部局が、特定の領域や地域の状況を考えに入れて、運用面で調整を行う必要が出てきます。また、助成事業に何らかの見直しや修正を加える場合もあります。その際には、事務局や部局のスタッフが、助成団体のステークホルダーとの間で情報を交換しなければなりません。

## 助成団体のステークホルダー

助成団体のステークホルダー<sup>13</sup>は通常以下のような図式に整理できます。皆さんは、これらのステークホルダーと情報を交換しながら、助成事業を運営することとなります<sup>14</sup>。おそらく中間支援組織という言葉だけは耳慣れない方がいると思いますので、注釈を付けておきましょう<sup>15</sup>。そして、ステークホルダーの間での情報のやり取り、コミュニケーションは重要です。この点については、また触れることとなります。

助成団体のステークホルダー — 事務局、現場部局を中心に



### ステークホルダーの中心にいるのは皆さん

このステークホルダーの中心になるのは、あくまで皆さんのような助成事業を直接運営される方々です。上位の組織体、部局ではありません。上位の組織体が、助成事業の現場から上がってくる情報を処理する、あるいはステークホルダーと情報交換をすることはまずありません。この点をお心に留めておいてください。社会の公益を増すという目的のために、適切な助成対象者を選び出して、助成金を提供するの、皆さんの本務です。

## 第二部 助成事業のサイクルとその運営留意点

さて、ここからは、具体的な助成事業のサイクルについての説明に入ります。助成事業のサイクルは、以下の3つの部分から構成されています。

- 12 それ以外にも、直接これらの個人や団体に問い合わせを行い、情報を入手する場合があります。これは、提案されてくる企画をはっきりと理解する上で有効な手段です。
- 13 関係団体とも言い換えることができます。
- 14 これらのステークホルダーの中でも、選考委員や、中間支援組織、助言者などには時折挨拶をかねて折につけ話を聞きに行くことが望ましいです。これらのステークホルダーから入ってくる情報は有益です。
- 15 助成団体と申請者の間に入ってくるような団体です。研究助成の場合でしたら、大学の研究推進、支援担当の部局がこれに該当しますし、活動助成でしたら、NPOセンター、社会福祉協議会、奨学金の場合でしたら、大学の奨学担当の部局になります。





それぞれの部分ごとの狙いと、方法-どのような作業を行うのか-、さらにどのような点に気を配るべきかについてお話ししましょう。

## 公募

### 公募とは

公募とは、以下のように定義できます。

**狙い**：申請者からの助成事業の目的に即した提案を募る

**方法**：どのような枠組みで助成事業を行うのか、を確定したうえで、それを収めた募集要項と提案を記入する企画書の書式の組み合わせで行う。

この定義をご覧になっていただければわかりますが、この公募を行うためには次の3つの作業が必要となります。

- ★助成事業の枠組みの確定
- ★募集要項ならびに企画書書式の作成
- ★募集要項と書式の配布です。

その作業の内容のあらましを次でお話ししましょう。

### 助成事業の枠組みの確定

ここでは、理事会なり上位の部局が定めた助成事業の社会的な目的を踏まえたうえで、助成事業の具体的な部分を確定する必要があります。たとえば、どのような属性の申請者を対象として狙うのか<sup>16</sup>、どのような結果(成果)を期待するのか、どのような選考基準で審査を行うのか<sup>17</sup>、どのような地域を重点的な対象にするのか、助成金の金額、といった点です。これは、助成事業に対して投入できる予算を考えに入れたうえで、選考委員や中間支援組織などのステークホルダーの意見を聞きながら、決めることとなるでしょう。

### 募集要項と企画書書式の作成

募集要項を作成するときに収めなければならない基本的な情報は以下の通りです。

- 助成事業の狙い
- 助成対象となる分野
- 助成対象者の属性
- 助成金の金額と対象となる期間
- どのような費目が助成金の対象となるのか
- 選考基準
- 企画書提出に関する情報(〻切期日、提出先、提出方法)
- 選考の結果連絡時期
- 助成金の交付時期
- 個人情報保護に関する文言

企画書書式を作成するときに収めることが望ましい項目は以下の通りです<sup>18</sup>。

- 企画(研究や活動)の題目
- 申請者(申請団体)の属性と連絡先<sup>19</sup>
- 助成金の獲得を目指している企画で取り組む課題(問題)
- 上記の課題の解決や解明に向けて、具体的に何を行うか
- 企画が終わった段階で、どのような結果(成果)が出るのか
- その活動や研究実施の際のスケジュール(日程)
- 必要な予算<sup>20</sup>

16 たとえば、国籍・年齢・世代、性別、経歴、所属組織やその法人格などが、この属性に含まれます。

17 通常使われる選考基準には、次のようなものがあります。提案内容が助成事業の目的にかなっているか、取り組む課題の先見性、切迫性があるか、研究(活動)内容が課題の解決や解明に適切か、予算や日程の立て方が適切か、企画の結果(成果)が、社会に良い影響を与えるか、申請者(申請団体)に企画の実施能力があるか…

18 企画書は、皆さんが選考のために必要と考える情報を申請者から入手するためにあるものです。書式を作る際には、まず、そのような必要情報は何か、を整理してください。それから、その必要情報に対応するような書式を作ってください。

19 連絡先には注意してください。若い世代の申請者になると、固定回線の電話や、ファックスは使用しなくなり、代わりに携帯電話やスマートフォンを多用する傾向が出てきます。この番号やメールアドレスも確保したほうが、何かあった時に連絡を取りやすくなります。

20 小額の助成金ならば、予算の総額だけがかまわないかもしれませんが、しかし、ある程度以上の金額ならば、予算の細目も記入してもらった方が好ましいです。



- 重複して申請、あるいは受給している助成金の名称と金額
- 申請者(申請団体)のこれまでの実績

### 募集要項と企画書書式の配布

最もよくつかわれている方法は助成団体のホームページ上での公開です。ただし、それだけでは十分な申請件数を得られないと考えられる場合には次の作業を行ってみてください。その助成事業に関心が高いと思われる個人や組織が集まると思われる会合や場所、団体を調べ<sup>21</sup>、そこに募集要項ならびに企画書書式を直接送付してみることです。さらに、皆さんが直接訪問して挨拶をする、名刺交換をする、助成事業を紹介することは一層の効果があります<sup>22</sup>。

### おまけに

公募を始める時期に申請を考えている人たちに向かって、助成事業を説明するための公募説明会や事前相談を実施する助成団体をしばしば見かけます。これは参加する個人や団体にとっても、直接皆さんのような担当者の話を聞き、質問をすることができる貴重な機会となります。同時に皆さんにとっても、申請を考えている人からの直接の意見や疑問を聞ける重要な機会です。試みで良いので、ぜひ実施してみてください。

## 選考

### 選考とは

選考の定義は次のようなものです。

**狙い:** 提案されてくる企画の中から、助成事業の目的にかない、かつ実現可能性の高い企画を選び出す。

**方法:** 選考委員会による企画書の審査が主なものとなる。面接、プレゼンテーションも用いられることが増えてきている。

公募を行った結果集まってきた企画書を、選考基準に則して、評価することが、ここでの中心的な作業内容になります。ここで高い評価を得た提案が、助成金を受け取ることとなりますから、それなりに神経を使うこととなります。選考を行う際に、留意していただきたいのは、以下のような作業です。

### 選考委員会との意見調整

多くの助成団体では、大学関係者、メディア関係者などの外部有識者から構成される選考委員会を組織して、そこに審査、評価をゆだねるという選考方法を用いています<sup>23</sup>。ここで重要なのは選考委員会と皆さんとの間の意見調整です。外部有識者は、専門的な見識をもとにして、個別の企画書の質を評価することはできるでしょうが、助成事業の最も重要な部分である、「どのような社会的な目的のために」という点に関しては、当たり前のことですが、皆さんのような助成団体のスタッフの方が深く理解をしています<sup>24</sup>。この「何のために」というところは、皆さんから説明をして、きちんと外部有識者にも理解をしておいてもらわなければなりません<sup>25</sup>。その方が、その助成事業の目的により即した提案が採択される可能性が上がります。この意見調整について最も有効なのは公募時期のどこかで選考委員に集まってもらい、予備的な会合を開くことでしょう<sup>26</sup>。

### 企画書の評価と選考委員会の開催

企画書の評価を行う際には、通常1ヶ月前後の時間を割いて、選考委員に企画書を読み込んでもらいます。そして、選考基準に従って、内容の評価を行っていただき、結果を提出してもらいます。それがとりまとめられたら、選考委員会を開催し、そこで合議の上、どの提案に助成金を提供するのかを決定することになります<sup>27</sup>。

### 面接やプレゼンテーション

前に述べた選考の定義でも触れましたが、近年の傾向として、選考の一部として、面接やプレゼンテーションを導入する助成団体が増えてきています。これによって、企画書の書類審査だけでは見ることができない申請者のコミュニケーション能力やリーダーシップのような部分を評価することができます<sup>28</sup>。また、企画書の不明な部分についても直接質疑応答が可能となります。申請者が多数いる場合は、全員を対象にして実施するのは難しいですが、特に重点的に審査をしてみたいケースなどに限って、面接やプレゼンテーションを実施することも充分可能です<sup>29</sup>。

## フォローアップ

### フォローアップとは

フォローアップの定義とは以下のようなものです。

**狙い:** 助成対象者を、激励するとともに、ミスコミュニケーションによるトラブルを起さにくくする。併せて、今後の助成事業に関する企画立案、修正の際に参考になる情報を収集する。

21 皆さんの助成団体のかつての助成対象者から情報を得るのが、最も効率的です。

22 申請を考えている個人や団体にとっても、皆さんのような担当者の顔が見えるような関係ができると、申請をやりやすくなる傾向があります。

23 最近、特に市民活動や福祉の分野での助成団体を中心に、外部有識者に依存しないで、内部の役員のみで、選考を行うケースが増えてきました。これは、助成団体の能力を向上させるうえでも有益だと考えます。その一方で、どのような過程で選考を行ったのか、どのような選考基準を用いたのかについては、きちんと説明できるようにしておく必要もあります。

24 皆さんの方が、助成事業の枠組みを作った主体に物理的にも、心理的にも近くに位置しています。

25 外部有識者が、助成事業の目的を理解しないままに選考を行うと、彼ら自身の問題関心に即したような提案ばかりが採択されてしまうことが起こります。この状態が、数年にわたって続くと、その助成事業に対する助成団体のコントロールが効かなくなる可能性があります。

26 併せて、選考委員が、「おや」と思うような評価を選考委員会の際に下している場合には、その根拠をお尋ねするという方法もあります。一方、定款や規程との関係で、選考委員会が下した判断は尊重する必要があります。この平衡感覚は重要です。

27 選考委員会は通常2~3時間程度ですが、審査の対象となる企画書が多数の場合、さらに長時間かかることもあります。

28 企画書のみを対象とした書類審査だと、「書類美人」と呼ばれるような、文書処理能力の高いタイプの申請者からの提案が高い評価を受けることとなります。

29 公平性の問題がありますから、全員を対象にしての面接やプレゼンテーションの実施ができない場合は、参考情報にとどめるというやり方もあります。それでも、実施をされると、書類審査だけの場合とは入ってくる情報の質と量が違うことに驚かれるはずですが。

方法：助成対象者が研究や活動を実施する現場を訪問する、助成対象者による報告会を組織する、電話でのインタビューを行う、メールで問い合わせる、などが典型的な方法となる。何らかの形で、助成期間中に助成事業に携わるスタッフと助成対象者の間のコミュニケーション<sup>30</sup>をとることがポイントとなる。

### なぜフォローアップを行うのか

日本の助成団体において、フォローアップを行っている所はまだ多くありません。それを考えに入ると、なぜフォローアップを実施するのかについて説明を加える必要があります。企画書に対する書類審査のみに頼った選考を行っている助成団体の場合、皆さんと助成対象者との関係は希薄なものになりがちです。場合によっては、一回も互いの顔を見ずに助成期間が終了する場合があります。このような場合、双方の間でミスコミュニケーションが生じやすくなりますし、しばしばトラブルが発生します<sup>31</sup>。双方のモチベーションも上がりません<sup>32</sup>。それが、助成期間中に皆さんと助成対象者の間のやり取りが始まりだしますと、大きく変わります<sup>33</sup>。

### フォローアップの方法について・負担との兼ね合いで

フォローアップの方法については、上の定義の部分で触れている通りですが、補足をいたします。そこで示されている中で最も効果的なのは、助成対象者の現場を訪問することです。これによって入手できる情報の量は格段に大きいです<sup>34</sup>。しかし、その一方で、日程調整の物理的負担、出張経費の金銭的な負担もまた大きなものがあります。そこで負担の少ないやり方として、電話でのインタビュー、メールでの問い合わせなどがあります。また、一定程度の人数を集めて、助成の結果報告会として、実施するという方法もあります<sup>35</sup>。更には、重点的に目配りしたい企画のみ、現場への訪問を行い、それ以外の企画に関しては、その他の方法を用いて、負担を和らげるということも可能です。いずれにせよ、どんな形であれ、実施しないより実施したほうがよいのがフォローアップです。良い意味で手を抜きながら取り組んでください。

### フォローアップで得た情報の整理と活用

フォローアップの結果として手に入った情報は助成団体しか入手できないものです<sup>36</sup>。ぜひ、整理をして保管しておきましょう<sup>37</sup>。さらに、助成団体が何かの企画立案をする際には、フォローアップの過程で見つけた、興味深いテーマや助成対象者は考えに入れてみてください。現場に即した、企画立案が可能になります。また、選考委員会や理事会や上位の部局、選考委員会への報告、外部への広報、情報発信<sup>38</sup>の際にもその情報は使うことができます。

## 助成事業の見直し

助成事業のサイクルには含まれませんが、それと同様に重要なのは、助成事業そのものの見直しという作業です。助成事業を実施してみた結果、どうも修正をした方がよいという感触を皆さんが持たれたら、遠慮なくそれに取り掛かってください<sup>39</sup>。助成団体の中のそれぞれのレベルに対応して以下のような部分の見直しを行うことになります。以下のことはあくまで例なので、他にも柔軟に対処してください。また、その際には助成団体内部でのコミュニケーションを充分にとることが肝要です<sup>40</sup>。

助成団体内のレベルに応じた見直しの対象となる領域

助成団体内のレベル	見直しの対象となる領域
助成事業の運営責任者	助成事業の社会的な目的の解釈と運用、選考委員会の構成、運営方法、選考基準…
現場担当者	募集要領の文言、企画書の書式、募集要領の配布先…

## 最後に – ご案内を兼ねて

皆さんにはここまでお読みくださり、ありがとうございました。

冒頭で申し上げましたように、現在まだ助成事業の方法論、運営手法は確立していません。皆さんが助成事業の現場で体験された問題と問題意識こそが、この方法論の更なる発展のきっかけになります。これはどうしたらいいのだろう、どう対処すべきだろうという点が出てきましたら、ご遠慮なく、助成財団センター(JFC)にお尋ねください。喜んでお話を伺いいたします。

また、この手引きをもとにした研修会、セミナーを開催してみたいとお考えになる方や団体がありましたら、これも助成財団センター(JFC)にお問い合わせください。講師の派遣を検討いたします。

30 このコミュニケーションの内容は、現在の企画の進捗具合の確認が主なものになります。高度な内容のやり取りをする必要はありません。  
 31 典型的なものとしては、当初提案された企画とは別のテーマの研究や活動を助成対象者が実施してしまうケースがあります。他にも、予算の一部を、これも別の費目に転用してしまうというケースも見かけます。  
 32 助成期間が終了しても、報告書が提出されないことにつながります。  
 33 助成対象者からの、企画の進捗状況についての情報がリアルタイムで入ってくるようになり、それに伴い様々なやり取りが発生してきます。業務上の負担は増えますが、フォローアップを導入された助成団体の担当者の方は、「助成という仕事が面白くなってきた」、「助成対象者の現場の状況がつかめてきた」という感想をしばしば述べられます。  
 34 それまで、書面を通してのみ見ていた抽象的世界が、具体的な世界になるということの効果は大きいです。助成対象者の周囲の人間関係や物理的な環境についてもつかむことができます。また、それが助成事業を運営する担当者のキャパシティ・ビルディングにもなります。  
 35 報告会の会場を確保したり、報告者の日程調整をする手間はかかります。しかし、その反面、助成対象者の中に、一種の競争が持ち込まれますので、良い結果を出そうというインセンティブとして働きます。報告者の人数が多数に上る場合は、ポスターセッションを併用してみてください。  
 36 選考委員会の外部有識者は、企画書や面接、プレゼンテーションを介して、実施前の企画を対象にして、評価を行います。しかし、実施後、それらの企画がどのように進んでいるか、について知る機会はありません。この進み具合、さらには結果についての情報を得ることができるのが、助成団体の皆さんです。  
 37 かつての助成対象者の方が、再び申請していただくことがしばしばあります。その時にも、その助成対象者のかつてのパフォーマンスがどのようなものであったかについての確認が可能となります。  
 38 地方紙は、地元での興味深い活動、研究、さらにはそれらに取り組んでいる人材についての情報を常にほしがっています。  
 39 助成事業というのは、放置すると、固定化、ルーティン化しやすい傾向をもっています。また、放置を続けた最悪の場合、助成事業が、助成対象者や選考関係者にとっての一種の利権と化す危険性があります。そのような状態になると、難しい状況になります。  
 40 フォローアップの際に得た情報を活用してください。



## 助成財団だからこそ出来る息の長い共同助成の紹介 —国連「障害者権利条約」、日本国の批准へ向け一歩前進!!—

—キリン福祉財団・損保ジャパン記念財団・ヤマト福祉財団・トヨタ財団・三菱財団の共同助成への取組—

日本障害フォーラム（JDF: Japan Disability Forum）は、わが国の障害者施策を推進するとともに、障害のある人の権利を推進することを目的に障害者団体を中心として平成16年10月に設立されました。

現在では、障害種別を問わず13の障害者団体が大同団結し、その活動の1つとして平成18年12月に国連総会において承認され、平成20年5月に発効している「国連障害者権利条約」の日本国の批准に向けた取組を展開しています。

この日本障害フォーラムの活動に対して、国連における条約の起草段階からキリン福祉財団・損保ジャパン記念財団・トヨタ財団・三菱財団・ヤマト福祉財団の5つの財団が共同助成を行い、わが国では初の本格的な共同助成として外務省をはじめ関係者から高く評価されました。国連総会で条約が承認されて以降、平成19年からはわが国での批准に向けた国内関係法の整備への取組や国民に対する情宣活動に対して、キリン福祉財団・損保ジャパン記念財団・ヤマト福祉財団の3つの財団が支援を継続し今日に至っています。（平成24年12月現在、障害者権利条約批准国は126カ国に達していますが、わが国はまだ批准をしていません）

国際条約は、憲法の次に位置付けられる規範となり、障

害者権利条約を批准するには関係国内法を整備する必要があることから時間を要していますが、ここにきて、平成23年7月に改正障害者基本法が成立、平成24年6月に障害者総合支援法が成立、現在は障害者差別禁止法の制定に向けた取組が展開されており、条約の批准に向けた準備が一歩一歩前進してきました。

毎年定例会されているJDFと3つの助成財団との合同会議（平成25年は1月16日に開催）においては、今後の活動等について積極的な意見交換が行われた結果、平成25年度の共同助成が決定しました。

条約の制定から批准に向けての10年間にわたる息の長い共同助成事業は、助成財団だからこそ出来る、わが国の社会に大きな変革をもたらす意義深い事業として高く評価されていますが、3財団の今後の活動に期待が寄せられています。（本年の合同会議には、財団法人JKAがオブザーブ参加しています）



JDFと共同助成する財団との合同会議

## 助成財団 ニュース News

### 渡辺元プログラム・ディレクター着任

平成25年1月より、これまでトヨタ財団から来ていた本多史朗氏と交代で、同じトヨタ財団の渡辺元氏が新たなメンバーとして当センターに加わりました。経歴などは以下の通りです。



1953年宮城県生まれ

1976年上智大学外国語学部を卒業したのち、(財)トヨタ財団に入る。

同財団のプログラム・オフィサー、シニア・フェロー、プログラム・ディレクター、事務局次長・プログラム部長などを歴任。

特に、市民活動およびNPOをはじめとする民間公益活動促進のための諸活動に従事し、特定非営利活動法人市民

社会創造ファンドのプログラム・ディレクター、事務局長等も兼任。併せて、立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科・特任教授も務めた。

現在も、特定非営利活動法人市民社会創造ファンド副運営委員長、(公財)横浜市男女共同参画推進協会、(一財)地域創造基金みやぎ、(一財)ちばのWA地域づくり基金の評議員。

市民活動、NPOに関わる論稿が多数

(なお、本多史朗氏が担ってきた助成実務研修懇談会は、当面は本多氏が引き続き担当いたします)

### 新入会員財団のご案内

法人会員

公益財団法人泉科学技術振興財団

(理事長：泉 祐彰 所在地：大阪市北区)

株式会社あさひ印刷

(代表取締役：武内元則 所在地：岡山県倉敷市)

個人会員

三田 崇文 様





## 制度改革・移行についての相談、移行後の財団運営についての個別相談を実施中

当センターでは、公益法人制度改革における移行準備及び移行後の様々な財団運営に関する課題・問題についての個別相談を行っております。相談は、原則事前にご予約の上ご利用いただくことになっておりますが、当面FAXや電話、メールによるご相談も実施しておりますので、お気軽にご利用ください。相談日時は、毎週原則として水曜日 午後1:00～5:00の間の最長1時間を目途とします。

## 助成財団の集いのお知らせ

平成24年度の「助成財団の集い」につきましては、『新制度における助成財団の適正運営及び今後の助成財団を展望して』と題して、来る2月14日(木)に開催いたします

第1部は、皆様のご要望に沿い公益認定等委員会事務局から高野局長及び高角審査監督官をお招きし『新制度における助成財団の適正運営のポイントー定期提出書類・立入検査の実態を踏まえてー』と題してのご講演と質疑、第2部は、公益法人制度改革等では民間公益法人、民間非営利法人の立場から、より良い制度作りにリーダーシップを発揮してこられた公益法人協会の太田理事長をお招きし、理事長就任以来13年間のご経験や海外における助成団体の最近の潮流等を踏まえ『厳しい環境下における助成財団の展望と期待』と題してご講演をいただきます。

日時：2月14日(木) 午後：1:00～4:30

場所：星陵会館 2階ホール(東京都千代田区永田町2-16-2)

内容：セミナーⅠ「新制度における助成財団の適正運営のポイントー定期提出書類・立入検査の実態を踏まえてー」

内閣府 公益認定等委員会事務局 局長 高野修一氏

内閣府 公益認定等委員会事務局審査監督官 高角健志氏

情報提供 「助成事業の完全WEB化・DB化に向けて」その後の状況

助成財団センター プログラムディレクター 渡辺 元氏

セミナーⅡ「厳しい環境下における助成財団の展望と期待」

公益財団法人 公益法人協会 理事長 太田達男氏

情報交換・懇談会(午後5時より)

会費：会員1名につき 7,000円、非会員 1名につき10,000円

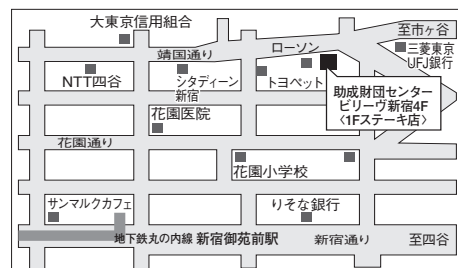
参加申込書は、当センターホームページからダウンロードできます。

## 編集後記

◆本年は、11月末で移行申請期間が終了します。当センターの会員の皆様は既に9割以上が公益法人、あるいは一般法人への移行を済まされています。内閣府公益認定等委員会も本年4月以降は移行後の活動に重点をシフトすると思われれます。そこで、2月の恒例の「助成財団の集い」では、移行後の助成財団の運営について講演をしていただく予定になっております。是非ご参加ください。

◆一方、当センターも移行後の財団の運営や、本来事業である助成事業についての支援により一層取り組んでいきます。その一つとして本号には「助成事業を運営するための手引き」を掲載いたしました。これはこの3年間に取り組んできました助成実務研修懇談会での成果の一つです。是非お読みいただき、実務の参考にしていただければ幸いです。

◆この1月から、これまでトヨタ財団から来ていた本多史朗氏と交代で、同じトヨタ財団の渡辺元氏が新たなメンバーとして当センターに加わりました。プロフィールをご覧いただけるとわかるように、渡辺さんは、日本のNPOの歩みに深く関わってこられました。当センターの事業にもさらに新たな展開が期待されます。(湯瀬 秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

## JFC Views No.76 Jan. 2013

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター

発行日 2013年1月31日

編集・発行人 田中皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階

Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp>

E-mail [pref@jfc.or.jp](mailto:pref@jfc.or.jp)